

号外第7 (令和4年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等
施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害施策推進課】 2
- △ 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一
部を改正する規則【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局健康安全課】 7

[達]

- △ 横浜市中心卸売市場食品衛生検査所規程及び横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部改正【健
康福祉局食品衛生課】 9

規 則

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第38号

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（平成18年3月横浜市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（横浜市障害支援区分認定審査会の副会長）」に改める。

第4条第1項中「がある」を削る。

第13条の見出し中「特例」の次に「の申請」を加える。

別表1の項及び2の項並びに同表備考中「支給規則」を「地域生活支援規則」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

(表)

(介護給付・訓練等給付 地域相談支援給付 地域生活支援事業) 障害福祉サービス等支給申請書

□ 新規申請 □ 更新申請 □ 変更申請



(申請先) 横浜市 _____ 区長 次のとおり申請します。

(※1) 障害者の場合は利用者本人、児童の場合はその保護者を記入してください。 申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

Application form for applicants and children, including fields for name, address, phone number, and insurance information.

Service utilization status section, including checkboxes for various services like care services and insurance.

Service selection section with checkboxes for continuing current services and selecting specific support services like home care, training, and day activities.

Declaration and consent section, including a statement of accuracy and a signature line for the applicant.

【 裏面もご記入ください。 】

(A4)

(裏)

医師意見書依頼先	障害支援区分の認定を要する支給申請を行う場合等（※）は、主治医に医師意見書の作成を依頼します。 ※次のいずれかにあてはまる場合に、記入が必要です。 <input type="checkbox"/> 介護給付のサービスを利用したい <input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）にて介護サービスを利用したい <input type="checkbox"/> 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院していて、地域移行支援のサービスを利用したい				
	主治医の氏名		医療機関名		
	所在地 (住所)	〒 -		電話番号	
	医師意見書の送付先を選択してください。 <input type="checkbox"/> 医療機関宛てに直接送付 <input type="checkbox"/> 申請者宛てに送付 <input type="checkbox"/> 入所中のグループホームに送付 <input type="checkbox"/> その他（以下に送付先の詳細を記入してください。）				
	宛名			電話番号	
	住所	〒 -			

認定調査について	※利用者と立会者の双方から聞き取りを行うことが、正確な認定調査のために必要ですので、可能な限り家族や支援職員の立会いをお願いします。			
	調査立会者	氏名		利用者との関係
		連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話番号
	日中の連絡先	<input type="checkbox"/> 上記「調査立会者」と同じ <input type="checkbox"/> 上記「調査立会者」以外		
		連絡先名		
	電話番号			
	希望があれば記入してください。	調査場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 日中活動先 : 電話番号 <input type="checkbox"/> 上記以外 : 電話番号	
		調査曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 （2か所以上にチェック☑してください。）	
		調査開始時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 } 調査にはおおむね1時間程度かかります。 <input type="checkbox"/> 午後 時 } 平日の午前9時から午後4時までの間で、ご希望の時間を記入してください。	

送付先	※受給者証等の送付物を、利用者の居住地とは別の宛先へ送付されることを希望される場合は、送付先をご記入ください。			
	フリガナ		利用者との関係	<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	氏名			
	住所	〒 -		電話番号

記入者	申請書を記入した人： <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（以下についてもご記入ください。）			
	氏名		申請者との関係	電話番号
	住所			

<連絡事項等 記載欄>			
（個人番号の提供があった場合にチェック）			
	申請者	番号	本人
	児童		代理人

(A4)

第17号様式中「交付」を「購入」に改める。

第18号様式中「㊦」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第19号様式及び第20号様式中「㊦」を削り、これらの様式備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第39号

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年9月横浜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第77条第1項」に改める。

第2条第2項中「、障害者入浴サービス及び身体障害者グループホーム支援」を「及び障害者入浴サービス」に改め、同条第7項を削る。

第8条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第40号

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第24項中第30号を第39号とし、同項に次の2号を加える。

(40) 法第53条の10の規定による結核患者の届出の通知に関すること。

(41) 法第56条第1項及び第2項の規定による通知の受理及び報告に関すること。

第24項中第29号を第36号とし、同号の次に次の2号を加える。

(37) 法第51条第1項及び第4項の規定による通報及び措置に関すること。

(38) 法第52条の規定による新感染症に係る経過の報告に関すること。

第24項中第28号を第35号とし、第25号から第27号までを7号ずつ繰り下げ、同項第24号中「及び第3項」を「、第3項、第5項及び第6項並びに同条第9項において準用する法第16条の3第5項及び第6項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第23号中「第44条の3」を「第44条の3第1項、第2項及び第4項」に、「及び法第50条の2」を「並びに法第50条の2第1項及び第2項」に、「を防止するための協力」を「の防止に必要な報告及び協力」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 法第44条の5の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告に関すること。

第24項中第22号を第26号とし、同号の次に次の2号を加える。

(27) 法第38条第2項及び第7項から第9項までの規定による結核指定医療機関の指定等に関すること。

(28) 法第43条の規定による結核指定医療機関に対する報告の請求等に関すること。

第24項中第21号を第25号とし、第14号から第20号までを4号ずつ繰り下げ、同項第13号中「及び第3項」を「、第3項、第5項及び第6項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第12号中「及び第3項」を「、第3項、第5項及び第6項」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第11号を第15号とし、第4号から第10号までを4号ずつ繰り下げ、同項第3号中「、第3項、」を「及び第3項並びに」に改め、「第6項」の次に「（これらの規定を法第23条及び法第49

条において準用する場合を含む。) から第8項まで」を加え、同号
を同項第7号とし、同項第2号中「第15条の2第1項」の次に「及
び第2項」を、「並びに」の次に「法」を加え、「及び第2項」を
「から第3項まで」に、「質問及び調査」を「質問等」に改め、同
号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の公表に関
すること。

(6) 法第16条の2第1項及び第2項の規定による協力の要請及び
勧告に関すること。

第24項第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」と
いう。）第15条第1項及び第3項」を「法第14条第2項及び第3項
、法第14条の2第2項から第4項まで並びに法第15条第1項、第3
項、第5項、第6項、第8項、第10項、第11項、第13項及び第14項
」に、「調査」を「調査等」に改め、同号を同項第3号とし、同号
の前に次の2号を加える。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（
平成10年法律第114号。以下この項において「法」という。）
第12条第1項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定によ
る医師の届出の受理等に関すること。

(2) 法第13条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定による獣
医師の届出の受理等に関すること。

第30項第2号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同
項第4号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同項第5
号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理につ
いては、なお従前の例による。

達

達 第 17 号

庁 中 一 般

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 及 び 横 浜 市 食 肉 衛 生 検 査 所 処 務 規 程 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 4 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

(横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 (昭 和 45 年 9 月 達 第 34 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 中 「 健 康 福 祉 局 健 康 安 全 部 長 」 を 「 健 康 福 祉 局 感 染 症 対 策 ・ 健 康 安 全 室 健 康 安 全 部 長 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 食 肉 衛 生 検 査 所 処 務 規 程 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 食 肉 衛 生 検 査 所 処 務 規 程 (昭 和 37 年 3 月 達 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 健 康 福 祉 局 健 康 安 全 部 長 」 を 「 健 康 福 祉 局 感 染 症 対 策 ・ 健 康 安 全 室 健 康 安 全 部 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。